

予算特別委員会記録

1 日 時 令和5年3月8日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 3時40分 閉会

2 場 所 議場

3 出席委員（24名）

委員長	伊藤謙司	副委員長	小野辰夫
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	合田晋一郎	委員	白川 誉
委員	伊藤嘉秀	委員	越智克範
委員	井谷幸恵	委員	神野恭多
委員	米谷和之	委員	篠原 茂
委員	河内優子	委員	黒田真徳
委員	藤田誠一	委員	田窪秀道
委員	永易英寿	委員	藤原雅彦
委員	大條雅久	委員長	藤田幸正
委員	伊藤優子	委員	仙波憲一
委員	近藤 司	委員長	山本健十郎

4 欠席委員
 なし

5 説明のため出席した者

市長	石川勝行	副市長	加藤龍彦
副市長	原 一之		
企画部			
企画部長	亀井利行	総括次長（総合政策課長）	加地和弘
財政課長	藤田英友	ICT戦略課長	西原 誠
別子銅山文化遺産課長	藤田和久	シティプロモーション推進課長	鈴木 今日子
企画部文化スポーツ局			
企画部文化スポーツ局長	佐 薙 博 幸	スポーツ振興課長	安 永 亮 浩
総務部			
総務部長	高橋正弥	総括次長（人事課長）	高橋 聡
管財課長	原 道 樹	収税課長	松 木 真 吾
福祉部			
福祉部長	古川哲久	総括次長（地域福祉課長）	久 枝 庄 三
介護福祉課長	東 田 寿 重	国保課長	菅 裕 二
生活福祉課長	塩 崎 秀 一	健康政策課長	佐々木 正子
介護福祉課主幹	村 尾 裕	生活福祉課主幹	伊 藤 孝 嗣
介護福祉課副課長	宇 野 和 彦	生活福祉課副課長	堀 口 祥 嗣
保健センター副所長	寺 尾 佳代子		

福祉部こども局

福祉部こども局長	酒井千幸	こども保育課長	正岡大典
子育て支援課長	高畑孝智	子育て支援課主幹	山崎千織

市民環境部

市民環境部長	長井秀旗	総括次長（市民課長）	伊藤裕敏
市民環境部次長（危機管理監）	小澤昇	危機管理課長	高橋良徳

市民環境部環境エネルギー局

市民環境部環境エネルギー局長	松木伸	カーボンニュートラル推進室長	小島篤
環境衛生課長	安藤寛和	廃棄物対策課長	近藤淳司

出納室

会計管理者（出納室長） 高橋 司

議会事務局

議会事務局長	高橋利光	次長（議事課長）	高本 光
--------	------	----------	------

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（総務課長） 堀 尚子

監査委員事務局

監査委員事務局長 山内嘉樹

6 委員外議員

議 長	藤田豊治	副議長	高塚広義
-----	------	-----	------

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長	高橋利光	議会事務局次長	高本 光
議事課議事係長	和田雄介	議事課調査係長	伊藤博徳

8 付託案件

議案第15号から議案第23号

9 会議の概要

午前 10時00分開会

○委員長（伊藤謙司）（開会挨拶）

○石川市長（挨拶）

<第1グループ>

議案第15号 令和5年度新居浜市一般会計予算

○高本議会事務局次長（議事課長）（説明）

○加地企画部総括次長（総合政策課長）（説明）

○高橋総務部総括次長（人事課長）（説明）

○高橋会計管理者（出納室長）（説明）

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長）（説明）

○山内監査委員事務局長（説明）

<質 疑>

広報費

○委員（米谷和之） 市政だよりを職員がボラン

ティアで自宅に持ち帰り、近所に配っているケースがありますが、どのくらいの職員が参加し、平均何部ぐらい配られていますか。

また、これまで配布時の交通事故などは起こっていないのですか。

市政だよりの配布は、市の業務として行うべきであって、経費節減が主たる目的だとは思いますが、安易に職員のボランティアに頼るべきではない。しかるべき予算を計上すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 まず、市政だよりの配布については、直近の令和5年3月号ですと、正規職員の約10%に当たる94人がボランティアで参加し、1人当たりの平均配布部数は約48部で、全配布部数の約12%をカバーしていま

す。

また、配布時の交通事故については、報告の記録はありませんでした。

次に、市政だよりの配布をボランティアに頼らず、予算計上することについては、これまで多くの職員に協力してもらい、配布ボランティアが定着していますので、今後も引き続き協力してもらえ方にはお願いしたいと考えており、ボランティア分に係る令和5年度の予算計上は予定しておりません。

○委員（米谷和之） 今まで事故はないとのことですが、一人平均48部も配っていたら、自転車であってこけたりというようなことは十分あり得ると思います。事故が起きた場合、公務災害にはなりませんよね。そういう場合に、市は責任を取る必要もあると思いますが、いかがですか。

ボランティアで定着しているとはいえ、市がやめると言わなかったらそれは定着するでしょう。職員みんながやめますとはなかなか言いにくいから。市の職員は、市役所で一生懸命仕事をすればよく、仕事が終わって家へ帰ったら、普通の一般の市民と同様ですので、組織的に市が定期的にしてもボランティアの業務をシステムとして行うというのはどうかと思いますが、いかがですか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 まず、公務災害の関係ですが、職員には、ボランティアとしてお願いしており、ボランティアの実施中に事故が起きたときについては、状況を確認した上で、全国市長会の市民総合賠償補償保険の活用を想定しています。

次に、市政だよりの配布ボランティアは、経費の節減ということで始まりこちらからお願いをし、協力をいただいた上で実施していますので、現在のところ、うまく実施できていると考えています。ですので、今後に関しても継続していきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 今聞いた話では、ずっとこれを続けていくという正当な理由はないと思います。例えば、平成16年災害の後、経費削減等で始まったと。そういう非常時あるいは年1回の市民一斉ボランティアなどに職員の参加を広く募るといいと思いますが、毎月の定例的な業務の中に組み込むのはどうかと思います。今日総務の方も企画の方もいますので、もう一度協議していただきたいのですが、いかがですか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 職員のボランティア配布に関しては、現在のところは現状のまま継続したいと考えています。

○委員（大條雅久） 94人で平均48部ということですが、主として自治会長、また各自治会の班長、もしくは自治会館へまとめて届ける作業と理解していましたが、この48部というのは94人が一冊一冊全部配布しているのですか。届け先は20とか30部まとめて、もしくは自治会館に100部、200部まとめての作業だったと理解していますか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 配布部数と配布先に関してですが、職員が配布する部数については、3部から多いところで173部というふうに分かれています。

配布先については、配布役員のお宅や自治会長のお宅などいろいろです。

○委員（大條雅久） それでは、一部に一冊一冊個人の家庭に配布しているのが、自治会の役員としての役割ではなくて、市の職員のボランティアとしてあるということですか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 市の職員の役割については、基本的には自治会から出てきた配布役員に梱包した物を届けるというのが主なものです。

情報化環境整備事業費

○委員（合田晋一郎） 情報化環境整備事業費についてですが、具体的にどのような効果、成果を期待していますか。

○西原ICT戦略課長 本事業の具体的な効果、成果について3点お答えします。

まず、県内の職員間での情報連携を強化するため、チャットシステムを共同導入します。現在、メールや電話で行っている県内各業務での連絡や報告、協議などの情報共有について、チャットシステムを活用して行うことで、情報連携の効率化を図ります。

次に、タブレット端末を活用した部門間の情報連携を強化するため、マイクロソフトチームズを導入します。今後は、庁内PCとの連携等全庁的に活用できるコミュニケーションツールとして、情報共有、チャット、ビデオ会議等のオンラインツールとしての活用を検討し、庁内業務のDXを進めます。

次に、会議録を自動作成するAIシステムを活

用し、会議録作成時間の削減を図ります。現在、試験運用を行っていますが、6割程度の作業時間の削減が見込まれますので、全庁的に活用を促進し、会議録作成業務の効率化を進めてまいります。

財務会計システム改修事業費

○委員（仙波憲一） インボイス制度の登録が本年10月より開始されると聞いていますが、制度に対応するための改修と思われるが、どんな問題点を想定して改修するのですか。

○藤田財政課長 令和5年10月1日以降に開始されるインボイス制度では、これまでの領収書や請求書の内容が変更され、消費税について8%や10%といった正確な適用税率や税額等を伝えるために、従来の請求書等の様式に新たに内容を追加し発行しなければならなくなりました。例えば、新居浜市の場合、納入通知書を発行してお金を納めてもらっていますが、従来の納入通知書は、新たに開始されるインボイス制度には対応できていません。インボイス制度に対応するためには、現在の納入通知書等を変更し、新たにどの事業者が納入通知等を発行したかを証明するための税務署で発行されるアルファベット記号のTに13桁の数字で構成される登録番号を加えて、8%や10%といった消費税の適用税率や消費税額といった内容を改めて税率区分ごとに追記する必要があります。今回そういった改正内容に対応できるよう、財務会計システムの改修を行います。

○委員（仙波憲一） 中には登録業者と登録していない業者、事業によっては相反する部分があると思いますが、片方は消費税がかかるが、片方では消費税がかからないという、そういう複雑な分については対応するのですか。

○藤田財政課長 例えば土地の賃借は、1か月を超えるものについては非課税、課税ではないのですが、1か月未満とか、駐車場で貸すとか、一時使用で借りると課税になります。そういうものについては、全歳入を洗い出し、非課税、不課税、課税というふうに分けていますので、そちらのほうで対応していきたいと考えています。

市民サービス向上事業費

○委員（越智克範） 電子サービス申請の実施内容はどのようになっていますか。

2つ目が、共同調達で費用を大幅に抑えられるとしていますが、共同調達の範囲及び費用効果の

試算はどのようになっていますか。

3点目が、電子決済の内容及び発生する手数料とはどんなものですか。

○西原ICT戦略課長 電子サービス申請の実施内容についてですが、今回の電子申請システムは、全庁的に使用可能となるため、現在、具体的に各課で受け付けている各種申請手続の内容について、電子申請の導入可否について調査を行い、導入に向けた協議を進めています。10月からサービスを開始する予定となっていますが、実施可能なものから市役所に来ることなく必要な申請が完結できる手続を増やしていきます。

次に、共同調達の範囲についてですが、今年度愛媛県が導入した電子申請クラウドサービスを県内市町も参加して使用できるようにシステム環境を拡張し、共同利用します。マイナンバーカードの電子証明書を使用した本人確認や申請手数料などの電子決済機能を含む各種申請受付管理等に柔軟に対応できるシステムとなっています。

次に、共同調達することでの費用効果の試算ですが、今回導入するシステムを単独で導入した場合には、年間約600万円程度の経費が必要となります。また、他の事業者のシステムを導入した場合にも、同等以上の経費がかかるため、一般的な経費の3分の1程度の経費で同様のサービスが行えるコストパフォーマンスに優れたシステムであると評価しています。

次に、電子決済の内容についてですが、各種申請手数料や証明書を請求した場合の発行手数料を、申請時にPCやスマートフォンからオンライン決済で支払いできます。

発生する手数料ですが、クレジットカード等の各種決済サービスを使用した際に、利用額に応じてサービス業者に支払う一般的な手数料です。

○委員（越智克範） 1番目の質問に対して、10月に調査をして、実施可能な部分からやるということは、まだ実施内容が決まっていないということですか。

それと、共同調達の範囲というのは、当市以外にほかにも実施例があるのですか。

○西原ICT戦略課長 まず、電子申請の進め方ですが、10月からサービス開始となっていますが、現在、全庁的に電子申請可能な申請ということで調査を行っています。その中から幾つか候補を選び、優先順位をつけて実施を進めていく予定

です。具体的には、各種証明書の発行や各種イベントの参加というものも含めて、電子申請を進めていく予定です。

次に、電子申請の共同利用の事例ですが、四国内でもほかの3県は既に共同利用を進めており、愛媛県が共同利用すると、各4県共同利用しているという状況になり、ほかの県についても実績は多数あります。

○委員（越智克範） 電子システム、デジタル化というのは、操作性の向上が非常に問題になると思いますが、操作性の向上についても何か検討を図る予定ですか。

○西原ICT戦略課長 これからDXを進めていく中で、特に電子申請の操作性は非常に重要と認識しています。マイナポータルの操作においても、非常に操作性が悪く、混乱した経緯もあり、これから使用する電子申請システムの事例等を分析し、どのようにすればユーザーインターフェースを効率よく使えるか、迷わずに利用者が使えるかということを検討しながら進めていきます。

スマートシティ推進事業費

○委員（神野恭多） プラットフォームの利用状況、新たな取組内容を教えてください。

スマートシティ推進協議会の活動状況はいかがですか。

○加地総括次長（総合政策課長） プラットフォームの活用状況については、降雨量や河川の水位情報、地域ポイントの利用状況、避難所情報のデータを蓄積し、プラットフォームに集めたデータを可視化するためのダッシュボードを整備しており、令和4年4月1日から令和5年2月末までの間に約1万1,200回の閲覧がされています。

新たな取組内容については、今年度実施しているスマート農業などICT等を活用した様々な取組から得られるデータについて、可能な限りプラットフォームに蓄積し、今後調査研究を行っていくこととしています。

次に、スマートシティ推進協議会の活動状況については、テーマごとに分科会を設けて、諸課題の解決に向けた協議を行っており、交通や地域産業の分科会での協議が、本年のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した川西地区のデマンドタクシーの導入や行政Ma a Sなどの事業実施などにつながっています。昨年11月にワクリエ新居浜で開催されたまち・わざ・しごとフェス内

で、スマートシティ新居浜シンポジウムを開催し、これまでの取組状況なども発表しています。

また、12月末には、協議会を開催して、マイナンバーカードの利活用についての意見交換を行い、令和5年度のマイナンバーカード活用型のデジタル田園都市国家構想推進交付金の申請にもつながっています。

○委員（神野恭多）

閲覧が1万件以上あるということですが、どういった方が閲覧し、どのように活用されているのか、把握していたら教えてください。

○加地総括次長（総合政策課長） 具体的にはどのような方が閲覧しているかは分かりませんが、市内や関西圏からも閲覧されているようです。

地域ポイント制度運営事業費

○委員（白川誉）

この2年間のユーザー数と加盟店数の推移を教えてください。

次年度目指す目標数値と達成に向けての計画内容を教えてください。

アプリでの月間の決済回数を教えてください。

自走を目指すことは、デジタルマーケティングの視点から見るとアプリの活用など有効だと考えますが、御見解を教えてください。

現在の自治体発行のポイントの部局数と事業数、発行ポイント数と次年度の計画を教えてください。

また、実施していない部局へはどのように調整していますか。

最後、マイナンバーカードとの連携など検討していますか。

○加地総括次長（総合政策課長） 2年間のユーザー数と加盟店数の推移については、令和3年度当初は、ユーザー数約1万4,000人、加盟店185店舗、令和4年度当初が、ユーザー数約1万6,000人、加盟店167店舗、令和5年2月末現在では、ユーザー数約2万2,000人、加盟店332店舗となっています。

次に、令和5年度のユーザー数と加盟店数の目標値としては、ユーザー数は約2万5,000人としています。また、加盟店数については350店舗を目指していきたいと考えています。

目標数値の達成に向け、SNS等を通じた広報、市の実施する事業に参加した場合の行政ポイントの発行や新規加盟店開拓を実施するとともに

に、先進地の取組などを参考に、効果的な対応策を検討していきます。

アプリでの決済回数については、令和4年4月1日から令和5年2月末までで、累計約16万8,000回となっており、平均月間決済回数は約1万5,000回となっています。

プッシュ通知による加盟店支援等のアプリ活用についてですが、あかがねポイントアプリには、プッシュ機能がついています。クーポンの配信開始などアプリの最新情報をスマートフォンのロック画面上に通知ができるため、この機能を活用して、加盟店のセールのお知らせなど、効果的に行うことができると考えており、この機能を活用した広告サービスなどを検討することは、自走を目指す上で貴重な収入にもつながる可能性があるため、今後検討していきたいと考えています。

令和4年度における自治体発行ポイントの部局数については、5部局で10事業となっています。

今年度の発行ポイント数は、令和5年2月末時点で約120万ポイントとなっています。

また、令和5年度における自治体発行ポイントの計画は、4部局8事業で、約484万ポイントとなっています。

また、ポイントを実施していない部局についても、新たな施策に取り組む際、施策の推進ツールとして、あかがねポイントの活用が効果的な場合には、積極的に取組の調整を図っていきます。

最後、マイナンバーカードとの連携については、利用者の利便性の向上、連携の必要性、ランニングコスト等も考慮し、今後必要となった場合に検討したいと考えています。

○委員（神野恭多） 委託先の利用料収入などの詳細を教えてください。

また、現在認識されている課題を聞かせてください。

○加地総括次長（総合政策課長） 委託先の利用料収入については、加盟店舗からのポイント発行手数料と月額利用料となっています。

まず、ポイント発行手数料については、ユーザーへの1ポイント付与について1.1円を加盟店舗から委託先に支払うこととなっており、令和3年度の実績では、約328万3,000円、令和4年度が、この2月までで約824万3,000円となっています。

次に、月額利用料については、月額利用料3,300円を加盟店から委託先に支払うことになっ

ており、令和3年度の実績が約600万円、令和4年度が、2月までで約850万円となっています。

なお、今年度については、コロナ交付金を活用した経済対策として、8月からの料金は市で負担しているため、市負担分を除いた加盟店からの収入としては、約180万円となっています。

次に、現在認識している課題については、ユーザー数の拡大と加盟店舗の維持確保と認識しています。まず、ユーザー数については、サービス開始から約2年半を経過していますが、令和5年2月末時点の総ユーザー数が2万2,000人で、人口対比では約20%となっていますが、今後さらなる拡大が必要であると考えています。応援加盟店の維持確保については、今年度国の交付金等を活用し、令和4年8月よりポイント還元キャンペーンを実施して、併せて店舗の支援も行っており、令和4年5月末時点で160店舗であった加盟店が、現在、2月末時点で332店舗となり、大幅に増加しました。しかしながら、キャンペーン終了後の通常期においては、加盟店をいかに維持していくかが課題と認識しているため、今後SNS等を通じた広報、市の実施する事業に参加した場合の行政ポイントの発行や新規加盟店開拓等を実施するとともに、先進地の取組など、効果的な対応策を検討していきたいと思っています。

○委員（神野恭多）

令和5年度は2万5,000人と350店舗を目標にしているということですが、それで利用者との加盟店のバランスは図られているということですか。

○加地総括次長（総合政策課長） 当初、令和5年度は2万5,000人、300店舗という目標を立てていましたが、今年度300店舗を達成できましたので、令和6年の目標にしていた350店舗を目指すこととしています。

○委員（神野恭多）

この地域通貨や地域ポイントなど深谷市のネギーなども見に行き、もっと幅の広いところで行いながらも、自走に向けてはまだまだ課題があるという話を聞く中で、なかなか自走に持っていくのは、国の補助金なしでは難しいと感じている中で、やはり大手決済サービスのほうが、圧倒的に便利で魅力的というのは分かりますが、このあかがねポイントの重要性も十分認識しています。そうすると、地域に根差したコミュニケーションのツールとしても活用していく必要があると思いま

すが、何かありましたら教えてください。

○加地総括次長（総合政策課長） 利用者が2万2,000人に達しているということで、市からの情報や店舗の情報など、そういった情報を利用者の方につなげることで、人口の20%の方に周知できるということは、大変大きい魅力だと感じています。

企業版ふるさと納税促進事業費

○委員（越智克範） 1点目、昨年度と同額の予算となっていますが、事業内容は全く同じです。その根拠はどう考えていますか。

2点目、金融機関を活用しているということですが、新たな取組は考えていませんか。

○加地総括次長（総合政策課長） 事業内容については、金融機関が企業に対し企業版ふるさと納税寄附金の提案を行い、成約時に寄附金額の5.5%を手数料として金融機関に支払うもので、昨年度と同様です。

次に、その根拠については、現時点では企業から打診がある寄附見込みはありませんが、マイントピア別子端出場整備事業や高効率照明整備事業、シティプロモーション推進事業などの事業へ3,000万円の寄附を目標としており、そのうち約半分を金融機関との連携による効果を見込み、手数料の5.5%に換算し100万円としています。

次に、新たな取組としては、本年1月に内閣府主催の企業と地方公共団体とのマッチング会に出席し、プレゼンを行いました。今回は成約には結びつきませんでした。引き続きこういったマッチング会などに積極的に参加し、企業版ふるさと納税の拡大に努めたいと考えています。

○委員（越智克範） 全国で、愛媛県でいうと令和2年度から令和3年度に企業版ふるさと納税は3.5倍にアップしています。当市も令和4年度の重点事業としてふるさと納税を位置づけていますが、マッチング会の出席以外に何か対応を考えていないと、この企業版ふるさと納税の増加は見込めない気がします。いかがですか。

○加地総括次長（総合政策課長） 企業版ふるさと納税については、市長が行っているトップミーティングで住友各社訪問時にPRしたり、学校の同窓会に企業版ふるさと納税の案内なども行っています。

○委員（越智克範） 住友への説明は、この前も聞きましたが、何か効果がありましたか。

○加地総括次長（総合政策課長） 今のところはありません。

SDGs 未来都市推進事業費

○委員（越智克範） 企業や団体間の情報共有を図るとありますが、具体的な実施内容はどのようなものですか。

未来都市の選定を受けて取組の推進を強化していくとありますが、90万1,000円で得られる効果とはどう考えていますか。事業の推進をもっと高める工夫をすべきではありませんか。

機運を高めていくべきこれからの計画は、どのように考えていますか。

○加地総括次長（総合政策課長） まず、令和5年度に新居浜市SDGs推進プラットフォームを設立し、SDGs推進に取り組んでいる、または関心のある企業や団体、教育機関、金融機関、NPOなどの連携、情報共有を図りたいと考えています。プラットフォームでは、定期的にセミナーやワークショップを開催し、SDGs推進の機運醸成を図るとともに、プラットフォームに参加したメンバー間の情報共有、連携を促し、具体的なプロジェクトを生んでいきたいと考えています。今月から新居浜市SDGs推進プラットフォームの周知、関係者への参画呼びかけを開始します。

次に、令和5年度の当初予算において、プラットフォームの運営に関わる事務経費やセミナーやワークショップ開催に係る経費として90万1,000円を計上しています。初年度の目標としては、プラットフォームへの参画団体数100団体以上を目標としており、100団体以上のメンバーの間で情報共有を図り、新たな連携が進めば、当該事業の費用対効果が非常に大きいと考えています。今後、プラットフォームを立ち上げ運営していく中で、参加者や有識者の意見も聞きながら、様々な取組を検討していきたいと考えています。

また、現在、市の全ての事務事業について、SDGs17の目標と関連性を整理することとしています。市役所の全ての部署において、SDGsを意識した取組、まちづくりを推進していくこととしています。

今後、機運を高めていく計画については、経済、環境、社会の3分野を横断する官民連携のプラットフォームとして、新居浜市SDGs推進プラットフォームの枠組みを有効に活用していきたいと考えています。令和5年度は、市内におい

て、SDGs推進に向けた機運を盛り上げていくため、土台づくりの年と考えており、他のSDGs未来都市の取組事例なども参考にしながら、国に提出した新居浜市SDGs未来都市計画に基づく取組を推進したいと考えています。

○委員（越智克範） プラットフォームをこれまで実施した実績はありますか。これから考えているプラットフォームは、具体的どこでやるかとかどんなふうにするかは考えていますか。

○加地総括次長（総合政策課長） 現在、プラットフォームについては、令和5年度に立ち上げる予定としており、それについて愛大の先生などと協議を進めながら、設立に向けた取組を行っています。

○委員（合田晋一郎） 限られた予算の中での取組だったと思いますが、その中でもっと予算があればこういったことができたのにとか、こういったことをしたかったということを経後の課題として取り組むことがあれば、お聞かせください。

○加地総括次長（総合政策課長） 今年度については、限られた予算ではありますが、経済面としては、中小企業DX促進支援事業費、社会分野としては、企業連携型地域子育て支援拠点事業費、環境では高効率照明整備事業、これらに新たに取組むこととしており、今後もSDGsを推進する取組について鋭意プラットフォームなどで協議しながら進めたいと考えています。

午前11時00分休憩

◇

午前11時10分再開

首都圏移住支援事業費

○委員（伊藤嘉秀） 1世帯に100万円の給付、18歳未満の方1人に100万円給付は、移住後何年間新居浜市に住み続けるといった条件はありますか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 移住支援金の交付を受けた方については、申請日から5年間、新居浜市に住み続けるといった条件がついています。

○委員（藤原雅彦） 通算5年以上、東京23区内在住との条件が示されていますが、その理由は。新規として600万円計上されていますが、何世帯の移住を想定していますか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 まず、理由については、東京圏への一極集中の緩和を目的

としたデジタル田園都市国家構想交付金を活用するに当たっての要件となっているためです。

次に、想定の家帯数については、18歳未満の子供2人を帯同した4人家族の移住を2世帯想定しています。

○委員（神野恭多） 国の補助が入っていますが、こういった内容の補助ですか。先ほどデジ田という話がありましたが、詳しい支給条件をお聞かせください。

このメニューを見たから移住をしようとは感じないと感じましたので、併せて行う事業があれば教えてください。

○鈴木シティプロモーション推進課長 まず、国の補助については、デジタル田園都市国家構想交付金を活用するもので、通算5年以上、東京23区に在住、または東京圏から23区に通勤している人が、本市に移住した場合に、移住支援金を交付するといった内容です。

次に、併せて行う事業としては、大都市圏で開催される移住フェアへの参加、動画や冊子を活用した情報発信、お試し移住用住宅利用者や移住相談者へのきめ細やかな対応のほか、働き手、子育て世帯のU・I・Jターンを促進するため、庁内関係部局とも連携した移住支援に取り組んでいきます。

○委員（米谷和之） 1世帯最大300万円もの支援金を交付する事業ですが、例えば移住元のテレワーク業務を継続するという要件がありますが、移住元でどういう業務をしていたかとか、移住後にテレワークをどれぐらいしているのか、いつまで継続するのかという確認はなかなか難しいと思います。この辺の要件への適否を明確に判断できるのか、あるいはそれを判断する審査、それをどのように行うのか、お尋ねします。

○鈴木シティプロモーション推進課長 テレワーク業務の場合の審査についてですが、就業先に対しては、業務内容を確認する証明書を提出いただくほか、必要に応じてヒアリングをし、申請者に対しては、自宅などを訪問し、業務の様子を確認する予定です。

また、支援金の交付後については、定期的に居住状況や勤務状況などの確認を行う予定です。

○委員（米谷和之） 結構な額ですので、そこそこ申込みがあってもおかしくないと思いますが、先着順で決めていくのか、例えば9月なら9月で

締め切って、審査会みたいなのをするのか。私はどちらかというと、審査会みたいなことをやったほうがいいと思いますが、どうですか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 現段階では審査会ではなく先着順で考えています。

運動部活動競技力向上事業費

○委員（篠原茂） 競技力向上講習会開催とありますが、どのような競技で何名ぐらいの方が対応して、年間何回ぐらい開催の予定ですか。

○安永スポーツ振興課長 令和5年度については、バスケットボールを5回、バドミントンを3回、陸上競技を2回、野球を1回、サッカーを2回予定しています。また、中学生を対象としてバドミントンを2回、ハンドボールを1回予定しています。

対応していただく人数については、年度や種目により異なりますが、学校や種目協会などの他団体の御協力の下、オリンピックや元プロ野球選手など、各種目2から3名の方に講師として事業を実施していただいています。

ジュニアバドミントン交流事業費

○委員（藤田誠一） まず、大府市との都市間交流協定に基づくスポーツ交流として実施していると思いますが、この事業の目的と成果についてどのようにお考えか。

次に、横須賀市とも都市間協定を結んだと聞いていますが、スポーツ交流の考えはありますか。

○安永スポーツ振興課長 まず、本事業は、都市間交流協定の一環として、バドミントンを通して、さらなる両市の交流を深め、ふるさとへの誇りと愛着の醸成に資することを目的とし、第1回大会は令和元年度に大府市にて、第2回大会は、本年度に本市にて開催しました。

令和5年度については、第3回大会を大府市にて開催することを予定しており、今後も継続していきたいと考えています。

参加チームについては、各市でレベルの高い選手を選抜しており、本交流会の参加選手が全国大会で顔を合わせることもあり、本交流大会が、子供たちの目標となる大会となることにより、両市の振興だけでなく、ジュニア選手の育成及び競技力向上につながるものとなっています。

次に、横須賀市との都市間交流協定についてですが、協定締結に至る経緯や現時点で想定されている交流内容については、担当課の秘書課による

と、まずはこのたびの協定締結の柱となっている産業遺産を活用したまちづくり、食やお祭りなどの伝統文化に関する交流を両市で進めていくことであり、現時点においてスポーツ交流は予定されていません。今後、継続して交流を深めていく中で、両市に共通するスポーツ交流の可能性について検討していきます。

○委員（藤田誠一） 私の認識では、都市間交流協定に基づくスポーツ交流と思っていましたが、バドミントンという一競技の交流ですか。

それと、150万6,000円ですが、これは行く選手は何名で、全額税金で行くのですか。

○安永スポーツ振興課長 バドミントンの交流については、交流する中で両市共にバドミントンが盛んということで始まったいきさつがあると伺っています。

来年度の予算については、今のところ、選手が男女各7名の14名、保護者、監督2名、16名、計30名と随行する職員2名の予算です。

○委員（藤田誠一） 選手の14名は、自己負担はないのですか。

○安永スポーツ振興課長 こちらの予算の中に含まれています。

○委員（藤田誠一） 自己負担はないということでしたが、ほかのスポーツ団体は、非常に困難な状態なので寄附をお願いしたり、市内の企業に、友達とか親戚とかに支援してもらって大会に行ったりしますが、バドミントンだけということになったら、市民の感情としてはどうお考えですか。

○安永スポーツ振興課長 交流事業の一環として行く大会であり、予選を勝ち抜いた全国大会とは性質が異なるものと考えています。

○委員（藤田誠一） 弱いスポーツに対しては予算はつけないということですか。

○安永スポーツ振興課長 弱い、強いではなく、今回の交流事業がバドミントンですということになっていますので、御理解ください。

○委員（藤田誠一） みんなは全国大会に行くときには、お金を一生懸命保護者が用意するのに、交流ということだけで、14名の方にみんなの血税が行くということに対して言っています。

○安永スポーツ振興課長 今回、交流事業の一環のとしてスポーツということでバドミントン事業ということになっていますので、強い、弱いということではなく、バドミントンによって交流を深

めていくというのが、まず都市間交流を深めていく目的であると思いますので、事業についてはこの形で進めていきたいと考えています。

○委員（藤田誠一） バドミントンの交流は20年、30年やるのですか。

○安永スポーツ振興課長 交流事業の中で当初はお互いバドミントンが強いということで、バドミントンの交流を始めたと思いますが、今後各種スポーツになっていくことはあるかと思うので、バドミントンをずっと続けていくということではないと考えています。

eスポーツ大会開催事業費

○委員（白川誉） 1点目、過去の実績に対しての改善点はどのように反映していますか。大会以外の活動内容も含めて教えてください。

2点目、他地域では、子供から御高齢まで幅広い世代を対象としていますが、そもそも新居浜市としてeスポーツに対するフェーズと位置づけ、目指す姿を教えてください。

○安永スポーツ振興課長 本事業は、実際に大会運営や活動を行っている新居浜市PTA連合会に対して補助金を支出しているものです。不登校対策の新たなツールとしての活用や保護者を対象としたスマートフォン、ゲーム機の正しい使い方講座を開催するなど、活動自体が有益なものであると認識しており、前回からの改善点としては、PTAだけでなく、他の不登校対策支援団体との連携を強化したいとも伺っています。

次に、eスポーツは、全国的に見ると様々な分野で活用され、広がりを見せていますが、当市においては、これから様々な分野での活用が見込まれる段階であると考えています。本補助事業の対象は、市内の小中学生となっていますが、eスポーツについては、年齢や性別、障害の垣根なく競い合い、同じ体験を共有し、誰もが楽しむことができる分野ですので、こういった活動の支援を通じ、eスポーツを認知していただき、スポーツの観点からだけでなく、様々な分野で活用してもらえるよう、関係課と連携しながら支援していきたいと考えています。

○委員（白川誉） 他地域の大体同じような人口規模でいろいろ調べてみると、子供から御高齢までeスポーツに対してすごく積極的に取り組んでいる自治体をよく見ますが、委託ではなく補助ですがいろいろ検討していく中で、気づいたことが

あれば教えてください。

○安永スポーツ振興課長 eスポーツについては、リアルスポーツでは得られないいろいろな効果もあるということは他市の事例を見ると思いますので、今後そういう事例を参考にしながら、いろんな支援の方法について検討していきたいと考えています。

○委員（白川誉） もっと予算が多くないと広がらないと思いますが、今はこれが新居浜では適正だというふうに考えているのですか。

○安永スポーツ振興課長 補助事業ですので、今後、eスポーツについて、開催したいという事業がありましたら、補助事業で対応したいと考えています。

広瀬歴史記念館施設環境整備事業費

○委員（河内優子） 長寿命化計画の概要を教えてください。

この事業では、今後どのような工事を予定していますか。総事業費をお伺いします。

○藤田別子銅山文化遺産課長 長寿命化計画の概要については、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針に基づくもので、広瀬歴史記念館の空調設備改修工事は、平成9年の施設建設から25年を迎えており、前年度に実施した施設の劣化状況調査に基づくもので、老朽化による優先度が高いものと決定され、実施するものです。

工事の内容としては、展示室、収蔵庫、ロビーなどに冷風、温風を送る送風機3台、個別エアコン4台、自動制御装置、電源設備などの工事を実施します。特に、展示室、収蔵庫には、別子銅山関係で広瀬宰平等の大変貴重な資料などが保管されており、これらのスペースの温度、湿度を調節するためには欠かすことのできない設備となっています。総事業費は1億956万円、令和5年度限りで、次年度以降の整備の予定はありません。

体育施設環境整備事業

○委員（藤田誠一） 市民が多く利用する各体育施設について、施設のアセットマネジメント基本方針に基づく工事を実施とありますが、隣の市民プールの更衣室やトイレなどの改修はどうお考えか。また、環境整備完了後の大会誘致や具体的なプランはありますか。

○安永スポーツ振興課長 まず、アセットマネジメント推進基本方針による修繕については、屋上防水、屋根、外壁、空調設備、昇降機設備が対象

となっており、このたびの体育施設環境整備事業で行う修繕については、市民体育館の外壁及び屋根の修繕、山根体育館事務所の空調設備ですので、市民プールの更衣室やトイレの改修は含まれていませんが、他の体育施設と同様に、市民の方が安心、安全に利用できるよう、体育施設全体の中で優先順位を決めながら必要に応じて修繕工事を行っていきたくと考えています。

次に、環境整備事業については、ふだんから利用いただいている市民の皆様により快適に利用していただき、利用環境の安全性を高めるために、老朽化等により改修が必要な箇所を計画的に整備するものです。

今後も計画的に施設の環境整備を行い、安心、安全かつ魅力ある施設とするとともに、大会開催支援事業における奨励金の支出等により、引き続き各種団体の支援を行い、大会誘致にも取り組んでいきたいと考えています。

○委員（藤田誠一） 市民プールに行ってみましたが、雨よけのテントみたいなものがむき出しになって、めくれて、ぱっと見、どうしようもない感じですが、今年の令和5年度のオープンと、今年は制限をつけるかどうか、決まっていたら教えてください。

○安永スポーツ振興課長 市民プールのオープンについては、現時点ではまだ決まっていません。

○委員（藤田誠一） 制限も決まってるのですか。

○安永スポーツ振興課長 制限についても、今コロナの感染状況の拡大等の指針等も参考にしながら決めていきたくと考えています。

○委員（藤田誠一） いつ頃決まりますか。

○安永スポーツ振興課長 この5月ぐらいに新しい段階になると伺っていますので、それ以降なるべく早い段階で決定したいと考えています。

過年度支出金

○委員（山本健十郎） 予算額が9,000万円ですが、これは過年度市民税など還付金のようなので。予算額は前年度より1,000万円多くなっていますが、5年間の推移についてまず1点。

2つ目は、この事業の内容について説明いただきたいのと、事業の継続性についてお尋ねします。

○松木収税課長 過年度支出金の5年間の予算額については、平成30年度が8,300万円、令和元年

度が8,000万円、令和2年度が7,500万円、令和3年度及び令和4年度が8,000万円と推移しています。令和5年度については、市税の還付のほかに過年度に受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など複数部局にまたがる事業の補助金について返還が生じるなど、想定外の事態に備え予算を増額したものです。

事業の内容としては、市税等については、前年度以前に遡り、減額更正などによる還付金が発生した場合において支出しています。前年度以前の還付金は、毎年度生じるため、過年度支出金として毎年度予算計上しています。内訳では、法人市民税の占める割合が大きく、確定申告などにより前年度以前の納付額に対して発生した還付金を過年度支出金より支出しています。

市庁舎大規模改修事業費

○委員（藤原雅彦） 5億3,640万円の予算計上となっていますが、この事業において市庁舎の延命はどれぐらい図れますか。

○原管財課長 市庁舎については、昭和55年1月完成で42年が経過していますが、建設当時は、50年程度の利用を想定していました。

今回の改修事業により、20年延命し、70年程度利用できる改修工事としています。

○委員（藤原雅彦） 20年の延命ということですが、当然、20年たったときに、そのときにもう一度延命という考え方か、もしくはもう建て替えか、次はどのような考えですか。

○原管財課長 市庁舎を建て替えるとなれば、現時点で大体100億円程度が必要だと予想されていますが、延命も70年で限界ではないかと考えていますので、20年延長して70年が来る段階において、当然人口も減ってきていますので、人口規模に合った建物建設が望ましいと思います。

市議会議員選挙費

○委員（藤田誠一） 投票率向上のため、期日前投票所の新設などはお考えですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 市議会議員選挙費においては、庁舎1階ロビー、別子山支所及び新居浜工業高等専門学校において開設する期日前投票所の経費を計上しています。

○委員（藤田誠一） 今日の愛媛新聞にも出ていましたが、知事選挙で松山市の10代から30代の投票率が20%に満たなかったと。最も低いのは20歳から24歳で、僅か12.36%。中でも若い世代の関

心の低さが際立つ結果となっています。新居浜市の年代別投票率は分かりますか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 新居浜市においても、ホームページ等で選挙ごとに年代別の投票率を掲載しています。愛媛県知事選挙においては、新居浜市も松山市と同様に、10代、20代、30代が大変投票率が低くて、年代が上がっていくにつれて投票率が上がっていくというカーブを示しています。

○委員（藤田誠一） それを踏まえて、新しい試みがあるかと思ったのですが、僕は準備が大事だと思います。20歳から24歳、期日前で市役所に来るか、イオンに行くか、どっちですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 現在、予算には計上してはませんが、統一地方選挙の中のいずれかの時点で、昨年度の県知事選挙で実施したMa a S車両を利用した移動の期日前投票所を開設したいと考えています。開設に当たりましては、今回は高等学校ではなく、利用者の方の利便を考え、もう少し気軽に投票ができる施設を選定して決定したいと検討中です。

○委員（藤田誠一） 若い子に限らずみんなが、投票に行きたいな、便利だな、ができた後にできることだと思います。若い子らに聞いたら、何でできないの。賃料とか選挙管理委員会で、市民の皆様がイオンでできない理由はこれだと。南高にワゴン車が行った。それはこういうのができた後だと思いますね。イオンの金、土でやった場合の賃貸料はいくらということは調べていますか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 昨年度も選挙管理委員会で検討をする中で、イオンにも相談したりしています。使用料については、イオンホールをお借りする場合には、イオンが提示している使用料という話がありますが、また実際に決定しましたら金額については相談に乗っていただけるというお返事もいただいています。

○委員（藤田誠一） 決定したからではなくて、何でも物事決めるときには見積りを取ってからやるので、選管としてこういう要望、若者の投票率が低いから御協力願えませんか、無料をお願いしたいのですがということは考えていませんか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 使用料については、決定しましたら相手との相談ということになりますので、今の時点で無料でというような話はまだしていません。

○委員（藤田誠一） 決定してから向こうが高額だったらどうするのですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 使用料については、イオンホールをお借りする場合は、時間などに応じますが、数万円というふうにお伺いしています。

○委員（小野辰夫） 委員長、県と市が同じなので、同時でよろしいですか。

○委員長（伊藤謙司） お願いします。

○委員（小野辰夫） 1、管理人、立会人は、県議会議員選挙と同じ人なのか。

2番目、統一選挙ならば、県、市、市議会議員選挙、同時にできないか。選挙に行く市民も都合がいいのではないですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） まず、1番目ですが、投票管理者については、市議会議員選挙と県議会議員選挙では、原則別の職員を選挙管理委員会において選定し、市長部局との協議を経て、発令をしました。

投票立会人については、投票管理者が推薦する方を選任しますので、両方の選挙に従事いただく方や一方だけの選挙に従事いただく方もいます。

2番目の質問ですが、令和4年11月18日に公布された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により、県の議会の議員及び市の議会の議員の選挙ごとにそれぞれ選挙の期日が定められていますので、今回の県議会議員選挙と市議会議員選挙については、別々の期日での執行となります。

○委員（小野辰夫） 非常に経費の無駄遣いじゃないかと、誰もが思いますよ。ですから、関係機関が統一地方選挙については同時にしませんかと、こういう要望はできないのですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 愛媛県と四国、それから全国の選挙管理委員会で組織している選挙管理委員会連合会というのがあり、その会の中でいろいろな要望を各市の市町の選挙管理委員会から提出することはできますので、今後そのようなことも検討したいと考えています。

○委員（山本健十郎） 今小野委員のからの率直な御意見は各所で市民の中にあると思いますが、以前にその同じ年度で、例えば今回みたいに統一地方選挙、もし市長選挙あったら、それと合わせてという動きがあったんですよ。市町議員、県議会議員、知事があつたし、一番困るのは知事ですよ

ね。小野委員が言われたように、愛媛県の選挙管理委員会連合会ですかその辺にこういう声が強いのということを出していくべきじゃないかと思えます。その辺のお考えについて御回答ください。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 選管としては、国が定める法律に基づいて執行することになりますので、国がこのような特例法などを規定、制定するとき、市町の意見としてこういう要望を出していく機会を捉えて要望したいと考えています。

○委員（米谷和之） 確認ですが、知事選で公用車を使って移動投票所、今回それを踏まえて、統一地方選挙も市民の利便性のあるところを考えているという答弁でしたが、その中に、先ほど藤田委員も言われた大型施設も含まれますか。そういう考え方はどうですか。

○堀選挙管理委員会事務局長（総務課長） 予算には計上していませんので、予算でできる範囲内で選挙の投票日や投票時間等もこちらで検討し、設置場所についても、市民の皆さんの利便性が向上するような買物などのついでにできるような、そういう施設も視野に入れて検討したいと今実施しているところです。

午前 11時51分休憩

◇

午後 1時00分再開

<第2グループ>

議案第15号 令和5年度新居浜市一般会計予算

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）（説明）

<質疑>

生活保護費

○委員（山本健十郎） 予算額20億8,246万2,000円の生活保護扶助費について、国庫支出金約15億3,500万円、一般財源4億3,300万円、県支出金諸収入の内容ですが、前年度と比べて3,733万9,000円減少しているようですが、その内容についてと、5年程度の推移についてお伺いします。

2つ目は、新居浜市の現状の取組状況、対象者数、平均受給額、男女別の平均年齢についてお尋ねします。

○塩崎生活福祉課長 まず、前年度当初予算額と比べて3,733万9,000円減少したことについては、死亡を主な要因とする受給者数の減少及びそれに伴う医療扶助の減少等、ここ数年の実績と今後の

保護世帯数の推移を見込んで減額したものです。

また、5年間の生活保護費の推移として、平成29年度は22億7,198万5,887円、平成30年度は22億4,640万1,472円、令和元年度は21億9,439万317円、令和2年度は20億8,994万319円、令和3年度は20億4,051万205円と毎年減少傾向になっています。これは、受給者数の減少に伴う医療扶助の減少に加え、平成30年度から3年かけて実施された生活保護基準改定に伴う生活扶助費基準見直しによる減少が要因であると考えています。

次に、本市の取組状況ですが、毎年度策定する生活保護業務実施方針に基づき、生活保護行政の適正実施や医療扶助の抑制、稼働年齢層の方には就労支援などに取り組んでいます。

生活保護者数については、令和5年1月末時点で1,104人となっています。

平均受給額は、令和3年度の月平均で、受給者1人当たり14万6,210円となっています。

また、男女別の平均年齢については、男性62.83歳、女性67.94歳となっています。

○委員（山本健十郎） 高齢化により独り暮らしも多くなってきますが、今後の推移として、受給者が逆に増えるのではないかと思います。その辺について何か考えはありますか。

○塩崎生活福祉課長 まず、生活保護者が減少している要因については、死亡等による廃止により減少していること、また新型コロナウイルス感染症対策として、生活福祉資金の特例貸付けや住居確保給付金、生活困窮者自立支援給付金、さらに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や価格高騰緊急支援給付金等の国の制度が重層的に活用されたことにより、新規の開始件数が減少していることが要因であると考えています。今後、こうした制度が終了することにより、増加になることについても見込んでいます。

また、高齢世帯については、保護世帯における高齢者の世帯率は平成30年3月末で60.6%だったのに対して、令和5年1月末現在で64.3%となっており、高齢者に対する支援の強化も必要と考えています。

要介護者理美容サービス事業費

○委員（井谷幸恵） 委託を受けるのは何人ですか。サービスを受けるのは何人ぐらいですか。5年ぐらいの人数の推移を教えてください。

○東田介護福祉課長 まず、要介護者理美容サー

ビスの委託契約は、愛媛県理容生活衛生同業組合の新居浜支部及び東新支部と締結しており、組合に加盟している64の理容店が要介護者理美容サービスを行っています。

次に、令和5年1月末時点での利用者数は110人です。過去の実績は、平成29年度が160人、平成30年度が164人、令和元年度が131人、令和2年度が138人、令和3年度が130人です。

○委員（井谷幸恵） このサービスを受ける条件はどのようになっていますか。

○東田介護福祉課長 サービスを受ける条件についてですが、介護者、要介護者のそれぞれに条件があり、介護者は実際の介護者で新居浜市に住所を有し、実際に居住している方で、介護保険の利用者負担が3割負担に相当する所得基準に満たない方。介護を受けている方の条件については、新居浜市に住所を有し、満40歳以上の方で、中・重度の介護を要する方、そして市町村民税非課税の方という条件で対象としています。

○委員（井谷幸恵） この制度の条件拡充は考えていないのでしょうか。

○東田介護福祉課長 本事業は、全額地域福祉基金を財源としていますが、同基金の残高は減少傾向にあり、同基金を財源とするほかの事業との調整が必要となるため、現時点では対象条件を緩和していくことは、困難と考えています。

見守り推進員活動費

○委員（永易英寿） 見守り推進員の高齢化と今後考えられる成り手不足への対応はいかがお考えでしょうか。

○東田介護福祉課長 見守り推進員の高齢化及び成り手不足については、新居浜市独居高齢者見守り推進事業実施要綱の運用基準にのっとり、見守り対象人数を絞っていくことを現在検討しています。例えば、同一敷地内に親族の方がいる場合やおおむね週1回程度親族の訪問がある場合、またおおむね週1回程度のデイサービス、訪問介護、配食サービス等の利用がある場合は、見守り推進員が行うべきおおむね週1回程度の安否確認ができていたものとみなして、見守り対象から外すことを考えています。

また、安否確認のために実際に訪問する以外にも、電話をかけたり、新聞、郵便物等の確認、洗濯物の出し入れ、電灯の点灯、消灯などの生活状況から安否確認を行うなど、対象者の状況に応じ

て安否確認の方法を使い分けることも考えています。

こうした安否確認に係る方針を見守り推進員及び民生児童委員の皆さんと改めて共有することにより、見守り推進員の負担軽減を図り、見守り推進員の高齢化及び成り手不足を少しでも解消しようと考えているところです。

ねんりんピック開催事業費

○委員（藤田誠一） 健康づくり教室が3会場に併設、県内外からの来場者をおもてなしするとお聞きしていますが、具体的に教えてください。

○東田介護福祉課長 令和5年10月28日から31日までの4日間、ねんりんピックが県内全市町において開催されます。本市では、サッカー、軟式野球及びバウンドテニスの3種目のふれあいスポーツ交流大会のほか、各会場で健康づくり教室やおもてなしを実施予定で、全国から約1,040名の選手の方々がお見えになる予定になっています。

健康づくり教室は、保健師による健康チェックや健康相談のほか、血圧計などの健康測定器具を使用した健康教室を実施する予定です。

また、おもてなしでは、振る舞い料理やフリードリンクコーナーを設置するほか、参加記念品として、全参加者に新居浜市の名産品詰め合わせ、また最高齢者等に記念品をお渡しする予定です。

○委員（藤田誠一） 約1,040人が新居浜に来られるということですが、宿泊先は大丈夫ですか。

○東田介護福祉課長 宿泊先については、県と連携を取りながら、全ての方が泊まれるように予定しています。

手話通訳 I o T 推進費

○委員（永易英寿） 利用状況と利用者の満足度向上に向けた取組はいかがでしょうか。

○久枝総括次長（地域福祉課長） 利用状況については、平成30年5月より事業を開始しており、令和5年3月1日現在の利用登録者数は19名です。利用状況の推移は、令和2年度は13件、令和3年度は6件、今年度については、令和5年2月末までに2件の利用となっています。

次に、利用者の満足度向上に向けた取組についてですが、事業開始当初は、行政手続に必要なものが事前に確認できるため、市役所に何度も足を運ばなくてよくなったなどの意見があり、利用者の満足度は高いと認識しています。

しかしながら、利用件数が毎年減少しており、

利用をしなくなった理由を聞くと、手続の問合せなどは市役所に来て直接対面して確認したほうが安心するという意見がありました。当事業は、開始して5年経過することから、令和5年度中には登録者全員に不便はないか、すぐ接続できる状況にあるのかなど、利用端末の設定確認も含めて、利用案内などを再度実施する予定としています。

今後も事業対象者が有効に利用できるように、様々な機会を捉えて周知をしていきたいと考えています。

障がい児通所支援事業費

○委員（片平恵美） 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数を教えてください。

事業者対象のセミナーや研修などの開催状況について教えてください。

事業者が困り事を出し合ったり、療育の工夫などの事例を共有したりするような場の有無についてお伺いします。

○久枝総括次長（地域福祉課長） まず、過去3年間の実績では、児童発達支援の利用者数は、令和元年度が122人、令和2年度が101人、令和3年度が120人となっています。放課後等デイサービスの利用者数は、令和元年度が281人、令和2年度が318人、令和3年度が344人となっています。

次に、事業者対象のセミナーなどの開催については、県やその他関係機関などが事業者向けに障害者総合支援法など、関係法令等の円滑な運営のためにサービスの質や確保に必要な知識と技能の養成を図ることを目的に研修を開催しています。

また、市においては、新居浜市障害者自立支援協議会が市民などを対象に、障がい理解促進・啓発研修を開催し、事業所職員も受講しています。

次に、困り事を出し合ったり、療育の工夫などの事例を共有したりする場の有無については、地域における障害児の療育支援に係る質の向上や地域での共通の課題についての検討及び各事業所との情報共有を図るために、新居浜市障がい者自立支援協議会の部会としてこども部会を令和3年4月に設置しました。児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、相談支援部会の代表者などで組織しており、奇数月に部会を開催し、日々の支援の中で療育に関わることなどの課題等についての話し合いや、感染症対策の情報共有などを行っています。

また、療育支援についての相談会や各事業所の

活動をまとめたパネル展示など、市民向けに理解促進・啓発事業を実施しています。

企業連携型地域子育て支援拠点事業費

○委員（伊藤優子） 子育てに孤独感を感じて悩む保護者が増加しているため、子育てに関する各種相談や関係機関に仲介するということですが、今までの地域子育て支援拠点施設とどう違うのですか。また、料金が発生していると思いますが、違いはありますか。

○高畑子育て支援課長 まず、子育てに関する各種相談に対応し、関係機関へ仲介等を行う業務は、子育てサービス利用者支援事業の一環であり、既存の8拠点のうち、実施しているのは1拠点のみで、他の拠点は、保護者が親子で訪れて交流を図る機能がメインです。現在、利用者支援事業を実施している拠点では、相談予約が常に埋まっている状態です。

次に、料金については一時預かりサービス利用時に1時間当たり200円発生します。1日3時間まで利用でき、これは来年度一時預かりを行う別のもう一つの拠点と同じ条件です。なお、各拠点では、各種講座や工作教室等を実施しており、参加費や材料費を徴収する場合があります。

○委員（河内優子） 事業内容と概要についてお伺いします。

次に、連携する事業所はどこになりますか、どのくらい利用人数を見込まれていますか、事業効果をどのようにお考えですか、お伺いします。

○高畑子育て支援課長 事業内容は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育てサービス利用者支援事業の3本立てになります。

各事業の概要は、ベースとなる拠点事業については、おおむね3歳未満の子供を育てる保護者が、子供を連れて訪れ、保護者同士が交流する場の提供や子育て情報の提供等を行います。

一時預かり事業については、原則、生後6か月から3歳未満の子供の預かりを1日3時間まで行います。

利用者支援事業は、対象者は18歳未満の子供及び保護者等で、妊婦も含まれます。子育てに関する相談に対応し、必要に応じて関係機関への橋渡しを行ったり、また地域連携業務や広報業務を行います。

連携する事業所については、商業者としてイオンモール新居浜、保育事業者として株式会社マミ

ーズファミリーの2社になります。

利用人数の見込みについては、既存8拠点の令和4年度の実績平均を参考に、拠点事業は、月約250人、一時預かりが月約50人、また利用者支援事業による相談数は月約50件を見込んでいます。

事業効果については、いわゆる無園児対策の一環として、小さな子供を抱える保護者の孤立を防ぎ、ひいては児童虐待防止等にもつながるものと考えています。

○委員（井谷幸恵） 事業費の内訳はどのようになっていますか。また、委託料の内訳についても教えてください。

2点目、なぜ企業連携なのですか、背景や現状を教えてください。

3点目、保育士などのスタッフは何人を予定していますか。

4点目は、一時預かりなどのいきなりの予約に対応できるのでしょうか、教えてください。

○高畑子育て支援課長 まず、内訳は、拠点の開設準備に係る補助金が460万円、運営委託料が1,950万8,000円です。

委託料の内訳は、拠点事業が897万3,000円、一時預かり事業が293万1,000円、子育てサービス利用者支援事業が760万4,000円です。なお、拠点事業、一時預かり事業については、国、県の補助が合わせて3分の2あり、利用者支援事業については、6分の5あります。

次に、企業連携の言葉は、本事業の趣旨に協賛して下さった2つの企業から、経費面ほか多面にわたる協力をいただき、市民ニーズに沿う形で実施できるようになったことを示すため、事業名に付したものです。

事業の背景には、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、また転勤による転入等で近くに気軽に子育ての手助けを頼める人がいない子育て世代が増加している現状があります。

次に、保育士などのスタッフについては、国の基準では、拠点事業は、子育て知識と経験を有する専任の者2名以上、一時預かり事業は、常勤の保育士1名と子育ての知識と経験を有する非常勤1名、利用者支援事業は、専門の研修を受けた専任職員を1名以上配置するものとなっています。

次に、いきなりの予約については、気軽に訪れることができる拠点事業は、既存のものも含め、コロナ禍が落ち着けば以前のように予約なしでの

受入れを考えています。

一方、一時預かりは、1日おおむね三、四人のため、予約が基本です。なお、子供も親も安心して預けられるようにするため、事前に親子で拠点に遊びに来て名簿登録していただくことを前提としています。

ひとり親家庭自立支援費

○委員（黒田真徳） 昨年度、今年度の利用状況はどのようになっていますか。また、事業の効果、支援後の就労などはどのように検証されていますか。

○高畑子育て支援課長 まず、養成機関で修学中の生活費を支給する母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和3年度の利用実績は5件、令和4年度は6件を見込んでいます。

次に、養成機関の卒業予定者に対して、就職準備金を支給する母子家庭等高等職業訓練終了支援給付金については、令和3年度の利用実績は1件、令和4年度は3件を見込んでいます。

次に、各種講座受講費の自己負担を軽減するための母子家庭等支援教育訓練給付金の令和3年度の利用実績は2件、令和4年度の利用はない見込みです。

事業効果の検証については、給付金の支給に当たり、卒業証明書の提出を求め、また就職先の確認を行っています。令和3年度においては、看護師1名、理美容師2名、介護士2名の就職につながっています。

一時保育対策費

○委員（黒田真徳） 昨年度、今年度の一時保育の利用状況と保育士加配の予定について教えてください。

○正岡子ども保育課長 若宮保育園における一時保育の利用児童数は、令和3年度は延べ1,862人、令和4年度は令和5年1月末までの実績で延べ1,493人です。

また、一時保育に従事する保育士は、1日当たりの利用定員15名に対して、3名の配置を予定しています。

救急医療体制整備費

○委員（神野恭多） 新型コロナウイルスが5類相当になることによる受診体制の変化はありますか。また、コロナとインフルエンザの抗原検査を行う予定はありますか。

○佐々木健康政策課長 まず、受診体制の変化に

については、1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から感染症法上の5類に位置づけることが決定されましたが、患者への対応や医療提供体制については、3月上旬をめどに具体的な方針を示すこととなっています。急患センターを運営する新居浜市医師会からは、その動向を見ながら受診体制について検討したいと聞いています。

次に、コロナとインフルエンザの抗原検査については、基本的には両方とも抗原検査を行う方向で検討していると医師会から聞いています。

○委員（神野恭多） 両方の抗原検査を行う予定というところで、令和3年、令和4年は足りない分を補正して補ってきたところがありますが、3月上旬の決定によって、今後は補正を行わないで済む対応で進んでいるというふうに認識しているというお考えでよろしいですか。

○古川福祉部長 急患センターへの補正を今回2月議会で行っていますが、実績に応じて赤字補填で補正をしているので、赤字が発生したら補填するということは令和5年度もあり得ようかと考えています。

○委員（神野恭多） 医師会の中にもコロナやインフルエンザへの対応に対する新居浜市としてどうすべきかという意識の濃淡はすごいと思います。新居浜市として診療報酬に定められた医療行為を医師会に対してしっかり行ってほしいという思いがあるのかなのか、市の考えをお伺いします。市として行ってほしいというのは、補助を出す側として、診療報酬に載っている医療行為をしっかり行ってほしいという思いを持って補助を出しているのかどうかをお伺いします。

○佐々木健康政策課長 診療報酬に基づいた診療をするというのは、市としても原則に置いていると考えています。

○古川福祉部長 医師会が、急患センターを運営することは、市民に安心、安全を提供する活動をしていただいているということで、赤字補填をしている市としても、急患センターの運営に基づいて、安心、安全がより高まるような運営について期待しているところです。

新居浜市歯科衛生士確保奨学金貸付事業費

○委員（藤田誠一） 現在の各学年の生徒数及び奨学金利用生徒数を教えてください。また、そのうち、市内割合はどのようになっていますか。

次に、コロナ禍での開学だったと思いますが、現在の歯科衛生士学校の状況と課題などがあれば教えてください。

○佐々木健康政策課長 新3年生は18名で、そのうち新居浜市の学生は9名、奨学金利用者は3名です。新2年生は24名で、そのうち新居浜市の学生は9名、奨学金利用者は1名です。令和5年4月入学予定者は23名で、そのうち新居浜市の学生は6名、奨学金利用者は3名です。

次に、歯科衛生士学校の現在の状況については、コロナ禍である2021年4月の開設でしたが、2年目からは定員24名をほぼ満たしています。また、昨年9月には、実習に向かう2年生を対象に、河原医療大学校新居浜校において、初めてとなる宣誓式が執り行われ、歯科衛生士を目指す者としての自覚や責任を明確にし、決意を新たに医療現場での実習に取り組んでいると聞いています。課題については、コロナ禍で校内実習を積極的に実施することができませんでしたが、令和5年度以降、積極的に実施する予定と聞いており、これまでの課題が解消されていくものと考えています。

○委員（藤田誠一） 中退者はいましたか。

○佐々木健康政策課長 2021年の最初の入学生は20人でしたが、そのうち2名が中途退学していると聞いています。

○委員（藤田誠一） 理由などは分かりますか。

○佐々木健康政策課長 理由については確認していません。

地域医療対策強化事業費

○委員（米谷和之） 初年度である令和4年度の事業概要及びその成果はどのようなものだったでしょうか。

次に、令和5年度の事業予定はどのようなものでしょうか。

次に、本事業は、5年間の継続と伺っていますが、5年の事業期間終了後の具体的な成果はどのようなものなのか、お伺いします。

○佐々木健康政策課長 令和4年度の事業概要及びその成果についてですが、事業概要については、令和4年4月、愛媛大学医学部の難病・高齢医療学講座が開設され、サテライトセンターである十全総合病院での脳神経内科、循環器内科の診療支援、地域難病ネットワークの構築、愛媛大学における神経難病、老年病、血管病や循環器疾患

の教育、研究、診療を行っています。

事業の成果については、市民に対して新居浜市内で脳神経内科と循環器内科のより専門性の高い治療が外来、入院を通じて受けることが可能となっています。

次に、令和5年の事業予定については、当講座の設置期間は、令和9年3月31日までの5年間となっているため、令和4年度と同様の業務を引き続き実施していきます。

次に、5年事業期間終了時の具体的な成果については、十全総合病院への診療支援による医師確保に加え、高齢者が本市において安心して生活できるよう、単に治す治療ではなく、支える医療も提供することにより、高齢者医療の充実が図られると考えています。

また、愛媛県より、難病医療ネットワークの地域拠点病院に指定を受けている十全総合病院に当講座を開設することで、新居浜から東予の地域における神経疾患をはじめとする難病医療の充実及び体制強化が図られると考えています。

○委員（米谷和之） これは今年2,400万円で、5年間の講座開設の寄附と伺っています。1億2,000万円を超える支出となるわけですが、例えば講座は何回予定していたものを何回開設して、受講生は何人で、これは予想を上回ったのか下回ったのか、あるいは外来診療が可能になったことで、本事業のおかげで、松山まで行かなくてはならないような方が何人新居浜で診療を受けられたとか、そのような具体的な5年後の数値目標はないのでしょうか。

○佐々木健康政策課長 具体的な成果については、令和5年4月に愛媛大学から報告があると聞いており、その報告がありましたら、中身を精査していきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 決算特別委員会の段階では、数値目標や成果などについて聞くことができるということですか。

○佐々木健康政策課長 初めての取組になるため、報告の中身がどの程度詳細な報告になるのかということも見てみないと分からないところがありますが、報告の内容に応じて精査していきたいと考えています。

○委員（米谷和之） かなり高額な事業だと思います。それについて、寄附ということで、先方にお願いして行っていただくという要素は大きいので

でしょうが、これだけの額ですので、市としてみようとするもの、それに対してお答えをいただけるものは事業担当課として詰めていただかなければなりません。結果的に成果が上がらなかったが仕方ないでは済まないと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○古川福祉部長 報告については、指摘された視点を持ってしっかり見ていきたいと考えています。

午後 1時53分休憩



午後 2時04分再開

議案第18号 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）（説明）

<質疑>

○委員（井谷幸恵） まず、未就学児均等割保険料は国から半額出るようになりましたが、何人分ですか。2点目、国保の小学生、中学生、高校生は何人いますか。3点目、政府も市も子育て支援を重視しています。子供の均等割について、対象を広げていくお考えはありませんか。

○菅国保課長 まず、未就学児均等割保険料軽減対象者は432人です。次に、令和5年2月末現在で、国民健康保険の加入している被保険者の中で、小学生対象者は554人、中学生対象者は289人、高校生対象者は293人です。次に、対象を広げていく考えはあるかについては、本市の国民健康保険事業としては国、県から求められている赤字解消と併せて、国民健康保険法の改正により一般会計からの法定外繰入れが原則禁止されたことや、県内他市と比較しても1人当たりの保険料が最も低く、医療費が高い水準にある状況を踏まえて、令和4年度から急激な負担増とならないように配慮しながら、保険料を複数年かけて見直しを行っている現状を考えると、保険料均等割の減額の対象を小中高生に広げることは難しいと考えています。

○委員（井谷幸恵） 一遍に広げるのではなく、少しずつではどうですか。

○菅国保課長 現状を考えると、なかなか難しいと考えています。

<要望> なし

<採決>

議案第18号 全会一致 原案可決

◇
議案第19号 令和5年度新居浜市介護保険事業
特別会計予算

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）（説明）

<質疑> なし

<要望> なし

<採決>

議案第19号 全会一致 原案可決

◇
議案第20号 令和5年度新居浜市後期高齢者医
療事業特別会計予算

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）（説明）

<質疑> なし

<要望> なし

<採決>

議案第20号 全会一致 原案可決

午後 2時23分休憩

◇
午後 2時25分再開

<第3グループ>

議案第15号 令和5年度新居浜市一般会計予算

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）（説明）

<質疑>

ごみ収集事業費

○委員（山本健十郎） ごみ収集等委託料は前年度と比べて2,669万2,000円減少していますが、その内容と5年間の推移についてお尋ねします。

2つ目は、委託事業者数とごみ収集委託者の収集量の5年間の推移についてお尋ねします。

○近藤廃棄物対策課長 まず、ごみ収集委託料が前年度と比べて減少している理由については、家庭ごみの定期収集は、3年間の長期継続契約により委託をしており、令和4年度は9月に入札を行い、その際に確定した委託料で、令和5年度の委託料を予算計上していることから、約2,700万円の減少となっています。

次に、ごみ収集事業費の委託料予算額、5年間の推移については、平成30年度が2億8,793万5,000円、令和元年度が3億401万3,000円、令和2年度が2億8,891万2,000円、令和3年度が2億8,897万9,000円、令和4年度が3億1,503万6,000円となっています。

次に、委託事業者数とごみ収集委託者の収集量の5年間の推移については、委託事業者数は、平成28年10月から令和元年9月までは12社、令和元

年10月から現在までが10社となっております。

家庭ごみの委託収集量については、平成29年度が2万5,600トン、平成30年度が2万5,020トン、令和元年度が2万4,815トン、令和2年度が2万4,415トン、令和3年度が2万4,296トンと毎年微減傾向となっています。

○委員（山本健十郎） ごみ有料化後は、ごみ収集量は増えると思っていましたが、特にそのような傾向はないみたいですが、どのように感じていますか。

○近藤廃棄物対策課長 ごみ有料化以降の定期収集のごみの収集量については、例年どおり微減傾向となっており、有料化以降、大幅に増えているという状況ではありません。

○委員（井谷幸恵） 約2,700万円の減ということで大変大きな金額で、ごみの有料化との関係ないということでしたが、なぜ低い入札となったのか、教えてください。

○近藤廃棄物対策課長 まず、入札については、可燃、プラスチック、古紙、ペットボトルなど、分別の種類に合わせて入札を行っており、それらの結果の合計で2,700万円の減少ということであり、3億円余りの全体の委託料に対して1割程度の減少であることから、大幅に下がっているという認識はしていません。

○委員（近藤司） 令和4年度入札で約2,669万2,000円減少し、令和5年度の予算に反映されているということで、同じ令和元年から令和5年まで委託事業者が10社と、同じメンバーで入札して、減少するという事は、それだけ安く請け負うことにつながっているわけです。サービスの低下ということに対しては、行政どのように考えていますか。

○近藤廃棄物対策課長 現時点においては、定期収集のサービスが以前と比べて大幅に低下したというような状況はありませんが、収集のクオリティを確保するために、入札方法については検討すべき余地があると認識しています。

防災用品備蓄費

○委員（小野辰夫） 476万4,000円の予算内訳はどのような内容ですか。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、十分な量をカバーできますか。

○高橋危機管理課長 予算内訳として、ローリングストックしているアルファ米、おかゆ、調理不

要米、飲料水、大人用と子供用の紙おむつ、生理用品、液体ミルク、粉ミルク、毛布、携帯トイレ等の備蓄物資購入費が471万4,000円、防災井戸の修繕などの器具修繕費が5万円です。

次に、現在の備蓄物資の数量は、災害により家が全壊し、家庭で準備している非常持ち出し品を持ち出せなかった方への支給として、市民の約1割の1食分の1万2,470食です。現在、物資の保管場所を含めて、備蓄の拡大について協議を進めているところです。

○委員（山本健十郎） 各校区の特に公民館にプレハブを置いて備蓄していると思いますが、南海トラフ地震が間近に迫る中、一般質問の答弁等を見ても悠長に構えているような気がします。全体の点検や管理、量などに対応できていますか。

○高橋危機管理課長 各公民館等に設置している防災倉庫としてのプレハブについては、各校区が独自に設置をしているものであり、各校区で補助金などにより整備した資機材等が入っています。本市で備蓄物資として学校に備蓄をしているものに関しては、学校の空き教室を利用している状況です。プレハブ倉庫にある資機材、物資等については、各校区の自主防災組織において、毎年量や資機材の点検を行っていただいています。

○委員（山本健十郎） 各校区の管理などの運営状況を見て、十分対応できると考えていますか。

○高橋危機管理課長 備蓄物資については、現在の備蓄量では対応ができかねると考えており拡大について現在協議を進めているところです。

また、各地区における自主防災組織の資機材等についても、コミュニティ助成事業などの補助により、整備に努めているところです。

猫不妊・去勢手術補助事業費

○委員（米谷和之） 令和4年度の補助実績と令和5年度の目標をお聞かせください。

次に、殺処分数のここ3年間の推移と令和5年度の目標数をお尋ねします。

次に、地域猫活動モデル事業実施の見込みはいかがでしょうか。

次に、補助対象の猫が飼い猫ではなく間違いなく野良猫であることをどのように判断していますか。

○安藤環境衛生課長 まず、令和4年度の補助実績は、雄19頭、雌55頭の計74頭です。

令和5年度の目標補助頭数については、雄

20頭、雌40頭の合計60頭としています。

次に、殺処分数については、本市から愛媛県動物愛護センターに送致後のことであるため、詳細は把握していません。送致した猫の頭数については、令和2年度が213頭、令和3年度が102頭、令和4年度は2月末現在で18頭となっています。

令和5年度の数値目標は、設定していませんが、送致せざるを得ない不幸な猫が一頭でも少なくなるよう、取組を進めていきます。

次に、地域猫活動モデル事業実施の見込みについては、地域猫活動に対する理解を深めるために、市政だよりによる啓発を行うとともに、本補助事業利用者や地域の皆様などへ地域猫活動の案内をしてきましたが、現在のところ、野良猫の問題を地域ぐるみで取り組むモデル事業を実施する見込みはありません。

最後に、補助対象の猫が野良猫であることをどう判断しているかについては、補助申請に際しては、野良猫であることを誓約していただくとともに、猫の耳の一部を切除したことを証明する写真の提出を要件としています。飼い猫の耳の一部切除、いわゆるV字カットしてまで助成を申請することは考えにくいと考えておりますので、この2点で飼い猫であるか、野良猫であるかを区別できると考えています。

○委員（米谷和之） 殺処分数がここ3年間で10分の1以下に減っているということは、単純に野良猫が減ったと受け止めているのかどうか、お伺いします。

次に、モデル事業についてですが、野良猫を捕まえて去勢をして、また戻したとしても、餌の量が減らない限り、その猫から生まれる子供の猫は減るでしょうが、本来死ねべきだった猫が生き残ったり、よそから流れてきたりして、そのエリアに暮らす野良猫の数は変わらないということが通説のように私は伺っています。したがって、ほかの市町村でも行っていますように、モデル事業をやらないといけないと思いますが、市民団体の協力を得て取り組む予定あるいは市民団体と連絡、連携を取るような芽は出ているのかどうかということをお伺いします。

次に、飼い猫か野良猫かということについて、市民が、飼い猫でも野良猫だと言ったら補助金をもらえる。耳はカットされるが、猫にしてみれば一瞬で痛いことはないから、猫を連れていったら

いいというような話をしているのを聞きました。そのような実態は、市のほうには届いていないですか。みんな知っているというような言い方で話をされていましたので、大変気になるのですが、いかがでしょうか。

○安藤環境衛生課長 まず、送致件数減少の1つの要因としては、令和2年6月に動物愛護管理法の改正施行に伴い、飼い主のいない猫の引取りについては、放置すれば死亡するおそれのある子猫等を除き、原則引取りを断ることになったことが要因であり、野良猫が激減していることまでにはつながってないと考えています。

次に、モデル事業について、地域猫活動につながらない一因としては、地域猫活動に関しての地域住民の協力や理解がまだ得られておらず、地域に出向き話をしたこともあります。行政任せにされている方が多いと感じています。このため、今後も市政だよりやSNSを活用して積極的に広報活動を推進するとともに、苦情が多く寄せられる地域については、愛護団体の皆様にも協力をいただきながら、地域猫活動に関する説明会を開催するなど、地域猫活動に取り組んでいただくための醸成を行い、モデル事業の取組を進められたらと考えています。

最後に、飼い猫でもV字カットして補助金をもらっているという話は聞いていないかということですが、飼い猫の耳を一部切除して助成を受けたという話は聞き及んでいません。飼い猫であることが確認できた場合については、補助金の交付決定を取り消すことを要件として決定通知書にも記載していますので、補助を取り消して、補助金を返還していただくことも考える必要があると考えています。

○委員（小野志保） 令和4年度は75万円だったと思いますが、10月の段階であと数万円、11月上旬の譲渡会ではもう予算がなかったということですが、今回、75万円から50万円に下がっており、愛護団体だけではなく、個人で保護活動をされている方も多々いますので、早々になくなるのではないかと考えています。この50万円というのは、多いのか、少ないのか、妥当なのか、御見解をお伺いします。

○安藤環境衛生課長 令和4年度と比べて事業規模は縮小しています。これについては、愛媛県からの補助交付が今年度で終了し、市単独事業とな

った。市としては、一般財源を12万5,000円増額していますが、50万円が妥当かという市民ニーズが多い事業だとは思っています。事業拡大に向けては、今後も様々な方法を検討しながら、事業展開をしていきたいと考えています。

午後 2時58分休憩



午後 3時08分再開

不法投棄対策事業費

○委員（黒田真徳） 今年度、ごみの持込みが有料になってからの不法投棄の状況は、どのようになっていますか。また、本年度の状況を受けて、考えられる対策はありますか。

○近藤廃棄物対策課長 家庭ごみの一部有料化以降の不法投棄対応件数については、ごみステーションへの不適正排出対応と合わせた対応件数が、例年1,200件から1,300件となっており、今年度も同様の件数で推移しています。また、10月以降の対応件数についても、昨年度と同程度で推移しており、有料化以降、大幅に増えた状況とはなっていません。

次に、本年度の状況を受けて、考えられる対策についてですが、現時点において、不法投棄が大幅に増えている状況ではありませんが、いまだ不法投棄増加の懸念が払拭されていないこと、コロナの収束により、ボランティア清掃活動等の再開が予想されますことから、ごみパトロール車両を1台追加、また状況に応じてパトロール車乗務員を2名増員できるような体制を整えていきたいと考えています。

ごみステーション適正管理推進事業費

○委員（越智克範） 今年度の予算算定根拠はどのようなのですか。昨年度の数値に対してどのように設定しているのですか。

次に、アンケートの結果を反映しているとすれば、加入率の分析などはどう反映したのですか。

また、今後の計画はどう考えていますか。

○近藤廃棄物対策課長 まず、今年度の予算算定根拠については、自治会管理のごみステーション数、その管理に要する時間等から算出した全体の管理に要する費用を基として、各自治会の人口規模に応じて交付することとしており、新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付要綱に、1単位自治会につき基礎額2万円、自治会内の人口1人につき118円を加算することを規定しています。

次に、昨年度の数値に対しての設定についてですが、交付要綱に規定する算定基準により額を決定するため、算定方法に変更はありませんが、人口減少に伴い、交付金の加算部分が減少するので、昨年度より減額となっています。

次に、自治会加入率分析結果の反映については、昨年度末に本交付金申請による自治会加入率への影響を調査しており、今年度公表したアンケート結果において、交付金を申請した168自治会のうち、96%に当たる161自治会から、交付金を申請したことによる自治会加入率への影響はなかったとの回答を得ていることから、現時点においては、交付金申請による自治会加入率への影響は、ほばないものと評価しています。このため、加入率に対する特段の措置は現在行っていませんが、今後個別の状況も見極めながら、地域の方が地域のごみステーションを利用できる環境を広げていきたいと考えています。

最後に、今後の計画については、現在、2回目のアンケートを実施しており、本交付金の目的が達成されているかどうか、常に検証する必要があることから、今後も定期的にアンケート調査を実施し、地域の方が地域のごみステーションを利用できる環境を整え、地域の衛生的な生活環境が保持されるよう、必要に応じて見直しを検討していきたいと考えています。

○委員（越智克範） ごみステーションに賛同した自治会数は、最初に比べてその後どのようになっていますか。また、加入率の分析について答えた自治会数は、全体の中の一部なのか、それとも加入していないところも入ったアンケートなのでしょうか。

○近藤廃棄物対策課長 まず、交付金に賛同していただいている自治会数については、申請していることが賛同とみなすと、昨年度は全体の75%に当たる225自治会の申請がありましたが、今年度は241自治会が申請しており、昨年度を上回る申請になっています。

次に、自治会加入率の回答があった168の自治会ですが、まず300の自治会全部にアンケートを送り、今年度202の自治会から回答をいただいています。自治会の加入率をお伺いしたのは、その回答いただいたうち、交付金の申請をされて変化があったかどうかというような設問にしているので、申請した自治会に聞いているような内容にな

ります。

○委員（越智克範） 賛同した自治会数が増えているということは、予算額も増える可能性はないのでしょうか。

○近藤廃棄物対策課長 予算額については、300の自治会に交付金を出すということで予算措置しているのですが、全ての自治会からの申請に対応できる額となっています。

○委員（神野恭多） 先ほど本事業によって、自治会加入率への影響はなかったというところで、今年度も申請数が増えているというところまでは理解できましたが、この自治会加入率に対する影響がないということは、例えば大生院はほとんど申請されていないので、大生院の連合自治会に対し、このような状況であると説明をした上で再度申請してもらおうような働きかけを行う予定はありますか。

○近藤廃棄物対策課長 今年度も申請していない自治会がこれだけあるということで、連合自治会の会長にお願いしており、来年度もそのようなお願いと同時に、個別に交付金の趣旨を説明して、申請してもらえるよう努めていきたいと考えています。

ごみ一部有料化推進事業費

○委員（小野辰夫） 有料化後の持込みごみ件数、推移はどうなっていますか。また、全体的には、ごみ減量になっているのか、お尋ねします。

○近藤廃棄物対策課長 まず、有料化後の清掃センターへの持込み件数については、有料化後の10月から本年2月までの比較では、昨年の4万1,994件に対し、今年度は1万1,157件と約4分の1に激減しています。

また、持込みごみ処理量についても、昨年度の約2,050トンに対して、今年度は730トンと例年の3分の1程度に大きく減少して推移しています。

次に、全体的にごみの減量になっているかということについて、家庭ごみの一部有料化以降、清掃センターへの持込みごみ量は、例年の3分の1で推移していますが、有料化前の駆け込みによる激増もありましたので、昨年度と同様のごみ量になると考えています。

また、定期収集などほかのごみ量は、例年どおりの推移となっていますので、現時点でごみ処理量全体に大きな変化はありません。

○委員（山本健十郎） 一部有料化後に持込み件

数が4分の1に、持込みごみ量も3分の1で、逆にごみ収集の量が増えるのだらうと思っていましたが、それも増えていないということは、他市の企業が持ち込んでいたとか、不法投棄とか、何か分析はしていないのですか。

○近藤廃棄物対策課長 有料化以降、持込み件数、処理量共に激減していますが、一番の大きな原因としては、10月の有料化までに通常の3倍を超える持込みがあり、それが一番大きい要因ではないかと考えています。

○委員（山本健十郎） それだけですか。あと1年ぐらいしたら、状況は分かるということですか。

○近藤廃棄物対策課長 現時点では半年を経過したところであり、1年程度状況を見て、検討する必要があると考えています。

○委員（山本健十郎） ごみが減るのは一番いいことなんですが、実際は営みをしているので、極端に減ることはなかなか難しいように思うし、ごみの持込みが減る分、それを各種のごみ収集に出されるということだけ、それも増えてはいませんが、どうですか。

○松木環境エネルギー課長 大変難しい質問ですが、事業系の物は、有料化後もほとんど傾向は変わっていないため、他市からの持込みは、考えにくいと思います。先ほど答弁がありましたが、前半の駆け込みが影響しているということで、今は家庭のほうでストックがされている可能性もありますけれども、同時に、我々としては、民間でのリサイクル推進ということをいはいま3Rネットワークと称して進めており、例えば、有料化を始める前には、古紙類などもかなりの量が清掃センターへ持ち込まれていましたが、有料化になることによって、お金のかからない民間のリサイクル業者を利用されたり、スーパーマーケットの店頭回収を利用されたりと、また家具類のリユースなども拡大してきており、一定抑えられてきているという希望的な分析でもありますが、今の結果になっていればいいと考えており、そのようなことを今後も進めて、リバウンドを極力抑えたいと考えています。

浄化槽設置整備事業

○委員（越智克範） これまでの年度別実績はど

のようになっていますか。また、今年度に比べ、来年度が倍増している理由は何でしょうか。

次に、未整備の数値は把握していますか。また、今後の見通しをどのように考えていますか。

次に、補助内容の変更を実施したと承知していますが、その効果はどのようですか。

○近藤廃棄物対策課長 まず、過去5年間の浄化槽設置補助実績は、平成29年度が29基、平成30年度が37基、令和元年度が32基、令和2年度が24基、令和3年度が20基となっています。

次に、今年度に比べ来年度が倍増している理由については、令和5年度から単独処理浄化槽撤去費用の拡充、くみ取りから転換する場合の便槽撤去費用及び宅内配管整備費用の補助を新設したことによるものです。

次に、未整備の数値把握については、単独処理浄化槽の設置基数は、浄化槽の登録事務を行っている愛媛県浄化槽協会から、くみ取り世帯につきましては、し尿収集業者から毎年情報を得て、数値を把握しています。

今後の見通しについては、来年度は40件の補助申請を目標に取り組みたいと考えており、し尿くみ取り事業者及び浄化槽清掃事業者の協力も得ながら、制度の周知を図っていきたいと考えています。

最後に、拡充した効果については、補助メニューを拡充したことにより、合併処理浄化槽への転換を検討いただけるものと期待しています。また、本制度を活用して、合併処理浄化槽が普及することにより、河川、水路の水質が向上し、生活環境の保全が図られるものと考えています。

高効率照明整備事業

○委員（白川誉） E S C O事業の契約形態と選択した経緯と理由を教えてください。

また、E S C O事業によって想定されるメリットとデメリット、デメリットに対するの対策について教えてください。

○小島カーボンニュートラル推進室長 まず、契約形態については、自己資金型としています。理由としては、民間資金活用型の場合、初期コストの平準化が可能ですが、リース分の金利が事業費に上乗せされることから、事業費の安価な自己資金型を選択しています。

次に、メリット、デメリットですが、まず、メリットとしては、省エネ効果が保証されること、

現状の灯数や機器の使用などの正確な情報が不十分であっても実施可能で、最も早く一斉に更新できることです。デメリットとしては、一般論として、電気代の削減効果がE S C O事業者への経費負担分減ってしまうことが上げられますが、今回の事業では、デメリットはほとんどなく、メリットのほうが圧倒的に多いことから、E S C O事業を選択しています。

○委員（白川誉） E S C O事業は国が進めているとはいえ、参入できる企業はかなり限られてくると思いますが、市内の影響などは大丈夫なのでしょうか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 参入する企業については、愛媛県内では愛媛県と松山市と今治市がE S C O事業実施しており、三、四社程度の参入を見込んでいます。

○委員（田窪秀道） E S C O事業の主な中身と考えられている委託先はどこですか。

2番目は、市道を優先させるのか、県道は優先するのかと書きましたが、現時点で実施しようと思っている箇所は、決められているのですか。

3番目は、この工事委託料を使って何灯を予定していますか。また、削減が見込まれる二酸化炭素の量と電気代は、どれくらい削減できますか。

4番目、その他の財源とは、どの財源から捻出するのでしょうか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 E S C O事業は、削減保証つきのパフォーマンス契約で、電気料金などの削減コストの範囲内で調査、設計、事業提案、施工、維持管理を一括して発注するもので、本事業では、約1,000灯の屋外照明灯を一斉にLEDに更新し、既設のLED照明を含めて10年間の維持管理を事業者が行うこととなります。委託先については、プロポーザルにより決定しますが、これまで愛媛県、松山市、今治市が同様の事業を実施しており、三、四社の参加を見込んでいます。

次に、市道を優先させるのかどうかについては、市が管理する道路灯が対象となります。県道は対象外ですが、県は既にLEDに更新をしています。対象については、市内にある屋外照明灯は全て対象としています。

次に、予定灯数、削減効果についてですが、道路灯のほか、公園や漁港等の屋外照明灯約1,000灯を予定しています。CO₂排出量の削減

効果としては、年間で約78%、301トンの削減を見込んでいるほか、電気代は、年間で約1,591万円の削減を見込んでいます。

最後に、その他の財源としては、公共施設整備基金からの繰入金です。

○委員（田窪秀道） 先ほど既設の1,000灯の街路灯と言われましたが、新設も含まれるということですか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 市内に約1,100灯あり、そのうちの100灯弱が既にLEDに更新済みで、残りの未更新である1,000灯を対象にして行うということです。

また、現時点で新設の予定があるものについては含めますが、10年間の契約の中で予定がないものについては含まれないことになります。

○委員（藤原雅彦） 昨年からいろいろ検討してきたと思いますが、昨年と今とで大きく違うのは、電気代が相当上がっているということがあります。この事業により、先ほど年間で1,591万円の削減とのことですが、来年度からはその金額どおりになるのか、どのように考えているのか、教えてください。

○小島カーボンニュートラル推進室長 この削減効果は、現状の電気代で試算したものになります。来年の4月以降はさらに上がりますので、来年の4月以降の電気代を勘案すると、もっと削減効果はあることとなります。

○委員（合田晋一郎） 屋外照明の街路灯ということですが、道路・公園灯に限らず、街路灯以外にもE S C O事業の活用は検討段階であったのかどうか、お伺いします。

○小島カーボンニュートラル推進室長 E S C O事業を活用するためには、大きなエネルギー削減効果が見込まれることが必要条件になります。現時点においては、ほかの事業については検討していません。

○委員（片平恵美） 先ほどの答弁の中での78%の削減とは、今の街路灯に使われている電気量から計算したCO₂の削減量だと思いましたが、今、市全体ではどれくらい排出されているのかをお伺いします。

○小島カーボンニュートラル推進室長 新居浜市全域では、2019年の数字でいうと、162万2,000トンで、そのうちの301トンであることから、0.02%弱になります。

○委員（神野恭多） 先ほどプロポーザルについては、4社から5社が参加されるだろうというところで、その参加資格を教えてください。また、これは分離してではなく、一括ということによろしいのでしょうか。

○小島カーボンニュートラル推進室長 参加資格については、過去に同様の実績があること、愛媛県内に本社、支店、営業所があること、市内事業者を活用することなどを条件としたいと考えています。

また、調査、設計、施工、維持管理までを含めて、一括で委託をすることになります。



議案第17号 令和5年度新居浜市平尾墓園事業
特別会計予算

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）（説明）

<質 疑> な し

<要 望> な し

<採 決>

議案第17号 全会一致 原案可決

午後 3時40分閉会



予算特別委員長 伊藤 謙司